

第十回国会 農林委員会 議録 第四十五号

(八五〇)

昭和二十六年六月二日(土曜日)

午前十一時二十一分開議

出席委員

委員長 千賀康治君

理事 野原 正勝君 理事 松浦 東介君

理事 小林 運美君 理事 井上 良二君

理事 宇野 秀次郎君 理事 遠藤 三郎君

理事 小笠原 八美君 理事 小淵 光平君

理事 川西 清君 理事 河野 謙三君

理事 中馬 辰猪君 理事 橋谷 仙次郎君

理事 原田 雪松君 理事 平野 三郎君

理事 八木 一郎君 理事 大森 玉木君

理事 吉川 久衛君 理事 坂口 主税君

理事 足鹿 覺君 理事 横田 基太郎君

出席政府委員

農林政務次官 島村 軍次君

農林事務官 東畑 四郎君

(農政局長)

委員外の出席者

参議院議員 滝井 治三郎君

参議院議員 池田 宇右衛門君

参議院議員 三橋 八次郎君

農林事務官(農政局長) 土屋 四郎君

農林技官(農政局) 堀 正侃君

植物防疫課長 堀 正侃君

専門員 難波 理平君

専門員 岩根 博君

専門員 藤井 信君

六月二日

植物防疫法の一部を改正する法律案

(滝井治三郎君外七名提出、参法第

二七号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

植物防疫法の一部を改正する法律案

第一類第九号 農林委員会議録第四十五号

昭和二十六年六月二日

(滝井治三郎君外七名提出、参法第
二七号)(予)
肥料価格に関する件

○千賀委員長 これより農林委員会を
開会いたします。

昨日予備審査のため本委員会に付託
になりました植物防疫法の一部を改正
する法律案、参法第二七号を議題とい
たし、審議に入ります。

まず本案の趣旨について提案者の説
明を求めます。参議院議員滝井治三郎
君。

植物防疫法の一部を改正する法律
案
植物防疫法の一部を改正する法
律

植物防疫法(昭和二十五年法律第
百五十一号)の一部を次のように改
正する。

「第五章 都道府県の防疫
第六章 不服の申立(第
七章 罰則(第二十四
章 指定

(第二十三号)を
第二十三号)を
第二十七号)を
第二十七号)を

有害動物植物の防疫(第二十二号)第
府県の防疫(第二十九号)第三十五
(第三十六号)第三十八号
(第三十九号)第四十二号

に改める。

第六号、第八号及び第十号中「動
植物防疫所」を「農林省防疫所」に改
める。

第二十三号第一項に次の一号を加
える。

六 第二十六号第二項の規定によ
る命令を受けた者

第七章を第八章とする。

第二十四号を第三十九号とし、第
二十五号に次の一号を加え、同条を
第四十号とし、以下順次十五号ずつ
繰り下げる。

六 第二十八号の規定に違反した
者

第六章中第二十三号を第三十六号
とし、同条の次に次の二条を加え
る。

(報告の徴収)
第三十七号 この法律中他の規定に
よる場合の外、防疫に關し特に必
要があるときは、農林大臣は、地
方公共団体、農業者又はその組織
する団体に對し、必要な報告を求
めることができる。

(権限の委任)
第三十八号 第二十五号、第二十六
号(第三十六号中第二十六号に係
る部分を含む)及び前条の規定に
よる農林大臣の権限に關する事項
は、政令の定めるところにより、
都道府県知事に行わせることができ
る。

「第六章 不服の申立」を「第七章
雜則」に改める。

第五章中第二十二号を第二十九号

とし、同条の次に次の六条を加え
同章を第六章とする。

(防疫に關する勸告)
第三十号 都道府県の区域内におい
て、農作物についての有害動物若
しくは有害植物の防疫(以下「防
除」という)が行われず、又は防
除の方法が適當でないため、他の
都道府県の区域に損害が波及する
おそれがあるときは、農林大臣
は、当該都道府県に對し、防疫に
關し必要な措置をとるべき旨を勸
告することができる。

(都道府県の発生予察事業)
第三十一号 都道府県は、指定有害
動物植物以外の有害動物又は有害植
物について、発生予察事業を行う
ものとする。

2 都道府県知事は、農林大臣に對
し、前項の発生予察事業の内容及び
結果を適時に報告しなければならない。

3 農林大臣は、都道府県の発生予
察事業の総合調整を図るため、都
道府県に對し、必要な指示をする
ことができる。

4 農林大臣は、必要があると認め
るときは、その職員をして都道府
県の発生予察事業に協力させるも
のとする。

(病害虫防疫所)
第三十二号 病害虫防疫所は、地方
における植物の防疫及び防疫に資
するため、都道府県が設置する。

2 病害虫防疫所の位置、名称及び

管轄区域は、条例で定める。

3 都道府県は、病害虫防疫所を設
置しようとするときは、農林大臣
の承認を受けなければならない。

4 病害虫防疫所は、第一項に規定
する目的を達成するため、左に掲
げる事務を行う。

一 植物の防疫に關する事務
二 防疫についての企画に關する
事務

三 市町村、農業者又はその組織
する団体が行う防疫に對する指
導及び協力に關する事務

四 発生予察事業に關する事務
五 防疫に必要な薬剤及び器具の
保管並びに防疫に必要な器具の
修理に關する事務

六 その他防疫に關し必要な事務

5 農林大臣は、防疫のため必要が
あると認めるときは、都道府県知
事に對し、病害虫防疫所の運営に
關し、必要な事項を命じ、又は必
要な報告を求めることができる。

6 この法律による病害虫防疫所
でないものは、その名称中に「病害
虫防疫所」という文字又はこれに
類似する文字を用いてはならな
い。

7 国は、予算の範囲内において、
都道府県に對し、病害虫防疫所に
要する経費のうち、創設費及びこ
れに伴う初年度調弁費並びに職員に
要する経費の二分の一の補助金を
交付することができる。

(病害虫防除員)

第三十三條 都道府県は、防除のため必要があると認めるときは、発生予察事業その他防除に関する事務に従事させるため、条例で定める区域ごとに、非常勤の病害虫防除員を置く。

2 前項の場合には、前条第三項の規定を準用する。

(防除に必要な薬剤及び器具の整備)

第三十四條 都道府県は、市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除の用に供するため、病害虫防除所に防除に必要な薬剤及び器具を、条例で定める区域ごとに防除に必要な器具を整備するものとする。

2 前項の場合には、第三十二條第三項の規定を準用する。

(監督及び補助)

第三十五條 農林大臣は、防除のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、病害虫防除員又は前条第一項の規定による整備に係る薬剤若しくは器具に関し、必要な事項を命じ、又は必要な報告を求めることができる。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、第三十三條第一項の病害虫防除員その他発生予察事業に従事する都道府県の職員(病害虫防除所の職員を除く。)に要する経費並びに前条第一項の規定による薬剤及び器具の整備に要する経費の二分の一の補助金を交付することができる。

第五章 指定有害動植物の防除

(指定有害動植物及び発生予察事業)

第二十二條 この章及び次章で「指定有害動植物」とは、有害動植物又は有害植物であつて、国内における分布が局地的でなく、且つ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林大臣が指定するものをいう。

2 この章及び次章で「発生予察事業」とは、有害動植物又は有害植物の防除を適時で経済的なものにするため、有害動植物又は有害植物の繁殖、気象、農作物の生育等の状況を調査して、農作物についての有害動植物又は有害植物による損害の発生を予察し、及びそれに基づく情報を関係者に提供する事業をいう。

(国の発生予察事業)

第二十三條 農林大臣は、指定有害動植物について、発生予察事業を行うものとする。

2 都道府県は、農林大臣が都道府県の承諾を得て定める計画に従い、前項の発生予察事業に協力しなければならない。

3 国は、前項の規定により都道府県が協力するに要する経費(職員に要する経費を除く。)を負担する。

4 農林大臣は、第二項の計画を定めるについては、前項の規定により国が負担することとなる経費の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内において、し

なければならない。

(防除計画)

第二十四條 農林大臣は、前条第一項の発生予察事業の決断により得た資料に基づき、又はその他の事情にかんがみ、必要があると認めるときは、指定有害動植物につき、地方公共団体、農業者又はその組織する団体が行うべき防除の基本となる計画(以下「防除計画」という。)の大纲を定め、これを関係都道府県知事に指示しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の指示を受けたときは、同項の大纲に基づき、すみやかに、当該都道府県に関する防除計画を定めなければならない。

3 前項の防除計画には、防除を行うべき区域及び期間、指示有害動植物の種類、防除の内容その他必要な事項を定めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の防除計画を定め、又は変更したときは、すみやかに、農林大臣に報告して、その承認を受けなければならない。但し、その防除計画による防除の実施が急を要するときには、報告をもつて足りるものとする。

5 都道府県知事は、前項の承認を受け、又は同項但書の報告をしたときは、遅滞なく、承認又は報告に係る防除計画を告示しなければならない。

(薬剤及び防除用器具に関する補助)

農業者又はその組織する団体であつて、前条第五項の告示に係る防除計画に基づき防除を行つたものに対し、予算の範囲内において、防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。以下同じ。)及び噴霧機、散粉機、煙霧機その他防除に必要な器具(以下「防除用器具」という。)の購入に要した費用の二分の一以内の補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の交付を受けようとする者は、農林大臣に対し、補助金交付申請書を省令で定める書類と共に提出しなければならない。

3 農林大臣は、前項の提出書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

第二十六條 農林大臣は、前条の規定による補助金の交付の目的を達成するため、補助金の交付に当り、補助に係る防除用器具の管理若しくは処分に関して条件を附し、又は補助金の交付を受ける者につき、必要な調査を行い、若しくは必要な報告を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者が左の各号の一に該当する場合には、農林大臣は、その者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一 前条第二項の提出書類に不実の記載をしたことが判明したとき。

三 前項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

3 返還すべき補助金は、地方公共団体が返還するものを除いて、国税滞納処分等の例によつて徴収することができる。但し、先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(薬剤の譲渡等及び防除用器具の無償貸付)

第二十七條 国は、指定有害動植物の防除のため特に必要があるときは、地方公共団体、農業者又はその組織する団体であつて、第二十四條第五項の告示に係る防除計画に基づき防除を行うものとするものに対し、防除に必要な薬剤を譲渡し、若しくは時価より低い対価で譲渡し、又は防除用器具を無償で貸し付けることができる。

2 前項の規定による譲渡、譲渡及び貸付に必要事項は、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

4 農林大臣は、第一項の規定による譲渡、譲渡及び貸付の目的に供するため、常に、これに必要な薬剤及び防除用器具の整備に努めなければならない。

(風説の禁止)

第二十八條 何人も、自己又は他人のために財産上の不当の利益を図る目的をもつて、農作物について

の指定有害動植物のまん延による
広範囲の損害の発生に關し、風説
を流布してはならない。

附則

(施行期日)

1 この法律施行の期日は、政令で
定める。但し、この期日は、この
法律の施行に要する費用で国の負
担に係るものが計上された予算が
成立した後でなければならぬ。

(家畜伝染病予防法の改正)

2 家畜伝染病予防法(昭和二十六
年法律第 号)の一部を次のよ
うに改正する。

第四章中「動植物検疫所」を「農
林省防疫所」に、「動植物検疫所長」
を「農林省防疫所長」に改める。

(物品の無償貸付及び譲與等)に關
する法律の改正)

3 物品の無償貸付及び譲與等に関
する法律(昭和二十二年法律第二
百二十九号)の一部を次のように
改正する。

第二条第六号の二中「地方公共
団体」を「植物防疫法第二十七条の
規定によりする場合を除き、地方
公共団体」に改める。

(農林省設置法の改正)

4 農林省設置法(昭和二十四年法
律第五十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第四條第二十四号の二の次に次
の一号を加える。

二十四の三 動植物の病菌害虫
等の防除に關し、都道府県及
び防除を行う者に対し補助金
を交付すること。

第十三条及び第二十七條(見出
しを含む)中「動植物検疫所」を

「農林省防疫所」に改める。
第二十七條第一項第二号を第四
号とし、以下順次二号ずつ繰り下
げ、第一号の次に次の二号を加え
る。

二 植物防疫法(昭和二十五年
法律第五十一号)第二十三
條の規定による発生予防事業
の実施

三 指定有害動植物の防除に必
要な薬剤(薬剤として用いる
ことができる物を含む)及び
防除用器具の保管

第二十七條第二項の表中「横浜
動植物検疫所」を「横浜農林省防疫
所」に、「神戸動植物検疫所」を「神
戸農林省防疫所」に、「門司動植物
検疫所」を「門司農林省防疫所」に
改める。

第二十七條第三項中「出張所」を
「支所又は出張所に、同條第四項
中「出張所」を「支所及び出張所」に
改める。

○滝井參議院議員 だいたい上程せら
れました植物防疫法の一部を改正する
法律案につきまして、提案者を代表し
てその提案理由を御説明申し上げま
す。

農業生産の確保及び増進をはかりま
すためには、農作物の病害虫防除の完
全なる実施がきわめて重要であるこ
とは、申し上げるまでもありません。

しるかに現行の植物防疫法は、國際
植物防疫、國內植物防疫及び緊急防
除に關する規定のみにとどまり、現
実に農作物に対し非常に大きな損害を
及ぼしている稲のいもち病等の一般病
害虫の防除については、何らの法的措

置が講ぜられていないのであります。
従いまして、以上のような欠陥を補
い、一般病害虫に対しても有効適切な
防除措置をとり得ることとするため、
本改正法律案を提案するに至つたもの
であります。その骨子は主要次のよ
うであります。

第一は、一般病害虫の中で、広範囲
にわたり急激に発生して農作物に甚大
な損害を及ぼすおそれのある病害虫を
指定し、これら指定病害虫の異常発生
時に備えて国において農薬の備蓄及び
防除機具の備付を行い、必要に応じ農
業の復興、譲渡及び機具の貸付をなし
得ることとし、さらに防除実施者に
對して補助を行うことができることに
しました。

第二は、指定病害虫の防除の的確を
期するためには、これら病害虫の発生
予防事業の完全な実施がきわめて必要
でありますから、国においてこれを実
施し、この際都道府県の協力によつ
て、これが完全を期することとしてい
ます。

第三は、國內植物防疫上、国の直接
行う病害虫発生予防事業、農薬の備蓄
及び防除機具の備付等は、現在の動植
物防疫所を整備拡充してこれに當らし
めることとし、なおその名称を農林
省防疫所と改めることにいたしてあり
ます。

第四は、病害虫防除事業を円滑かつ
効率的に実施するために、都道府県は
適當な場所に病害虫防除所を設け、こ
こにおいて防除の企画及び指導、病害
虫発生予防、防除機具及び農薬の保管、
並びに防除機具の修理等を行わし
め、また必要に応じ市町村段階に非常
勤の病害虫防除員を設けることができ

ることとし、かかる場合に国庫から
補助金を交付し、これを助成すること
ができることにしています。

以上がこの法律案を提案いたしました
理由、並びに法律案の骨子でありま
すが、何とぞ慎重御審議の上、すみや
かに御可決あらんことをお願い申し上
げます。

○千賀委員長 案の経過及び法
案の詳細について、參議院議員三橋八
次郎君より説明があります。三橋八次
郎君。

○三橋參議院議員 この法律案の提案
理由につきましては、だいたい御説明
申し上げました通りであります。が、続
いてこの改正法律案を提案するに至り
ました経過及び本改正法律案の内容等
について、いささか敷衍して御説明申
し上げます。

まず経過についてであります。農
業生産の確保及び増進をはかるため、
植物防疫はきわめて重要な事項であり
ますから、植物防疫については、古くか
ら輸入植物検疫法及び害虫駆除予防
法等によつてその措置が講ぜられてい
たのであります。が、第七回国会におい
て、植物防疫に關する従来の法制を改
正統合し、新事態に即応して、國際的
及び國內的に植物防疫に關する一貫し
た新立法を企て、現行植物防疫法が成
立して、昭和二十五年五月四日公布せ
られ、今日に至つておるのであります。

現行植物防疫法は國際植物防疫、國
内植物防疫及び緊急防除とわかれて
おりまして、このうち國際植物防疫に
ついてはしばらくこれをとおくいたし
まして、緊急防除は新たに國內に侵入
し、またはすでに國內の一部に存在し

ている病害虫の蔓延防止を目的とし、
國內植物防疫は優良種苗の保全を目的
としていたのであります。一部都道
府県の防疫の規定が設けられてはあり
ますが、しかしすでに國內に広く分布
して常時発生し、あるいはときに異常
発生して、農作物に甚大な被害を及ぼ
す稲のいもち病、白葉枯病、うんか、麦
のさび病、赤かび病等の一般重要病害
虫の防除に關してはほとんど考慮が拂
われていないのであります。この点
についてはかつて現行植物防疫法の法
案審議の際も指摘せられたところであ
ります。そこでこの不備を補い、この
種の國內における一般重要病害虫の防
除の完全を期することが喫緊の要務で
あると考えまして、かねて衆參兩院各
党各会派の關係議員間において研究を
續けておりましたところようやく成果
を得ましたので、今回便宜私どもが提
案者となつて、本改正法律案を提案す
る運びとなつたものであります。

次いで、内容についてであります
が、第一は第五章の指定有害動植物の
防除であります。農林大臣は広面積
にわたり激甚な発生をして農作物に重
大な損害を與えるおそれあるもので、
今のところでは稲のいもち病、白葉枯
病、うんか、麦のさび病、赤かび病等
の病害虫を指定して、これら指定病害
虫の防除について、おおよそ次のよう
な措置をとることを規定してあります。
あります。すなわちその一は、農林大
臣は都道府県の協力を求めて、発生予
察事業を国の仕事として行い、その場
合、農林大臣は都道府県の協力に要す
る費用を予算の範囲内において負担す
る。その二は、農林大臣は必要がある
と認めるときは、防除の基本計画の大

綱を立て、これに従つて防除を行つた者に対して、薬剤及び防除用具の購入費の二分の一以内の補助金を交付する。その三は、農林大臣は、病害虫の異常発生時の緊急事態に備えて、常時防除用具を備へ付け、また農業を国みずからあるいは他の適当な機関に委託して備蓄しておいて、必要ある場合、防除用具を貸し付け、農業を譲與、または譲渡する等であります。

第二は、防除体制を整えることは、完全な防除を行う上きわめて必要でありますので、常時及び異常の発生時に対処して、不十分かつ臨機の備へを構へるため、次の措置をとることとしたのであります。

すなわち、その一は、現在の農林省における動植物検疫所を農林省防疫所と改称し、従来の所掌事務のほか、一般病害虫の防除に関する事務をも行わせる。その二は都道府県は管内各所に、病害虫防除所を設置し、発生予防事業、その他病害虫防除に関する各種の措置を行うことができるものとし、その場合農林大臣は、これに要する費用の二分の一以内を補助する。その三は、都道府県は、市町村等条例で定める区域ごとに、非常勤の病害虫防除員を設置し、発生予防事業、その他防除に関する諸般の業務に応じしめることとなし、その場合農林大臣は、これに要する費用の二分の一以内を補助する。

第三は、予算についてでありまして、本改正法律案の施行に要する費用は、その大部分は別紙の通り、すでに昭和二十六年予算に計上されているのであります。しかし新たに農業の備蓄、防除用具の修理及び病害虫防除

員に要する等の経費が不足しておりますので、この経費についてはできるだけ早い機会に補正計上するよう、財政当局と打合せ済みであります。

以上が本改正法律案に関する説明の大要であります。

○千賀委員長 なおお諮りをいたします。

参議院議員濱井治三郎君、同三橋入次郎君の両君は、参議院農林委員会において提案者として審議に出席せられ、関係上退席をせられるようであり、農林省殖産物防疫課長が出席をいたしておりますので、この方に質問あればこの際発言をさせていただきます。

○井上(良)委員 提案者は二人だけではなく、ほかに提案者がおりますから、その提案者にこゝへ来てもらいたい。それからこの法律は非常に重要な法律でありまして、お二人が主としてその提案者として答弁をされるとすれば、参議院の審議が済むまでは提案者に対する質問ができないということになつて、この審議が午後には終わり、短時間のうちに、この法律を可決に通そうとしたところでそれは行かぬと思ひます。審議の時間を十分與へていただきます。審議の時間上困難です。だからあなた方が参議院の方で提案理由の説明をしなければならぬというならば、どなたかほかの提案者をこゝへ呼んでいただきますかと思ひます。その間に私も政府当局に質問をいたしておきます。そういうように審議の時間を十分に與へてもらいたい。これを委員長にお願いしておきます。

○千賀委員長 たいだいまいる説明員は殖産課長であります。御発言はありませんか。

○井上(良)委員 専門的に担当課長に伺いたい。この法案の提案者は国会議員になつておりますが、この提案について、政府当局は法案の整備その他予算措置等について相談を受けましたか。

○堀説明員 いろいろと相談を受けております。

○井上(良)委員 そうすると、この改正法案を政府も一応相談を受けて成案を得たと解釈していいですか。

○堀説明員 けっこうであります。

○井上(良)委員 そうしますと、提案者がいなくてもあなたからいろいろと答弁をさせていただいてけっこうであります。

第一に伺いたいのは、この法律の一番最後に「施行期日」という規則がございます。この附則の一に「この法律施行の期日は、政令で定める。但し、その期日は、この法律の施行に要する費用の国庫負担に係るものが計上された予算が成立した後でなければならぬ。このようにすることになつております。そうしますと、本年度の国の予算に植物防疫関係予算一覽表の中に、この法律に関連する予算が含まれておりますか。

○堀説明員 一部含まれております。

○井上(良)委員 どういうところが含まれておりますか、それを御説明願ひたい。

○堀説明員 まず第一に国有防除用具購入費というのがございます。これが今度の法律改正で国が防除用具及び農業を整備しなければならぬという防除用具の方の費用になつております。それから主要食糧農作物病害虫予防費補助、これが二十七条の農業費の補助に充てられております。それからなお病害虫駆除予防費補助というのがございます。これは従来予備金の補助費のような性質を持つた予算でありまして、これも異常発生時等には充当することになつております。大体それだけが今度の法律に関連のある予算ということになつております。

○井上(良)委員 この予算は現行防疫法を施行するために必要な予算として計上したのとは違ふのですか。

○堀説明員 もちろん現行の防疫法を施行するのに必要な予算として計上されたのであります。今度の改正法律にも使へるかどうになつておると思ひます。

○井上(良)委員 この法案が成立いたしましたときにはそういうことも言えるかもしれませんが、もし成立しませんでした場合は、結局現行植物防疫法の施行に伴う経費として予算をとつたのでしよう。従つてこれは現行法に基づく施行経費であつて、これが今度の改正案に關係のある予算というのはおかしいです。

○堀説明員 われ／＼のやつておる植物防疫、つまり病害虫防除関係は、現行の植物防疫法だけで全部完全にやれると考えてないことは言うまでもないことでありまして、従つて現行の植物防疫法に關係した予算もありません。またそれ以外に防疫事業を完全に推進するために必要な予算として本年度計上されておるわけですから。

○井上(良)委員 そういたしますと、植物防疫法施行に關する予算の経費がこの中に何ほかあつて、その余分に改

正案とは別に、緊急にいろいろの病害虫の発生を止めたときの予防対策費として何か予備金みたいなものを予算的に持つておるのでございませうか。そういう予算の組み方が一体あります。

○堀説明員 ちよつと恐れ入りますが、私よくわからなかつたのであります。現行の予算が何か病害虫防除に対する予備金の性格を持つておるかという御質問であつたのですか。

○井上(良)委員 私の聞いておりますのは、つまり植物防疫関係予算一覽表というものは現行植物防疫法の施行に伴う予算として組んでおるのであります。それからそれ以外に何の法律根拠もないのに、何か政府は予算を持つておるかということをお聞ひお願ひいたします。

○堀説明員 植物防疫事業というのは、非常に広い範囲内のいろいろの作物の病害虫について防除をやらなければならぬのであります。現行の植物防疫法というものは、ある一定の限られた範囲の植物及び特殊な病害虫に対して防除をやつております。本年度の現在の予算が全部現行の植物防疫法と關係のある予算とは申し上げられないのであります。むしろそれ以外にあるいは一般の多くの病害虫防除費として計上されておるのであります。

○井上(良)委員 わかりました。そうしますと、この植物防疫法に關係する予算のほかに、特に病害虫防除費として予算が別にある、こういうのです。そういうことでは抽象的かどうかにもならぬから、そこでどういふはつきりした法律をつくつてやろう、こういうのですか。

○堀説明員 それは先ほど提案の理由

で御説明もあつたかと思ひますが、現在の植物防疫法が非常に不完全なもので、それを完全なものにしたいというのが本来の目的であります。それをやりますと、当然本年度に含まれておる予算と関係する事項もできて来る、こういうことでもあります。

○井上(良)委員 この改正案に盛り込んでおきます病害虫の防除経費のほか、病害虫防除経費として使える金がありますか。

○堀説明員 この改正案には全部含まれてしまふことになると思ひます。

○井上(良)委員 次に病害虫の指定をするということですが、その指定する種類は一体どういふものを指定するのでありますか。

○堀説明員 抽象的に申し上げますと、主要な食糧作物の広範囲な面積にわたつて、突発的にあるいは急激に蔓延する病害虫を指定しようと思つております。例を上げてみますと、稲ではいもち病であるとか、白葉枯病であるとか、あるいはうんか、麦ではさび病、赤かび病といったようなものを一応考えております。

○井上(良)委員 これは政令かなんかで指定する病害虫をきめるわけですか。

○堀説明員 そうであります。

○井上(良)委員 この法律では病害虫の予察事業を非常に重要視してありますが、今まで予察ということはやられておりましたか。

○堀説明員 発生予察事業は、従来は都道府県に職員を二つの一、事業費の金額を補助いたしまして、先ほど私が申しましたような()の作物の中で、特に天候その他の事情で異

常発生するような病害虫をつかまえて、それにつぎまして長年の間各農作物の成育状況、あるいは病菌の繁殖状況、あるいは気象状況等の統計をとつておりました。その平均値に対する差異をもつて、今年はあるいはある種の病害虫が発生するとか、あるいは今年には発生しないとかいふような予想をやつております。

○井上(良)委員 日本のように非常に気候あるいはまた地理的条件の異なるので、予察事業を完全にやろうといふことは、實際上非常に困難ではないかと私は思ふのであります。こういう自然を相手にして、人力をもつて対抗し得るのには、單に人間の努力だけにこれをまつて、はたして完成でき得るやいなやという問題であります。少くとも湿度、温度が一体どう変化し、自然諸条件が植物に及ぼす影響を科学的に十分のみ込んだ人が、こういう条件、こういう状況のもとでは非常に危険であるということを科学的に調査され、査察されることが正しいのではないかと考えておる。そういう方向についての政府としての処置というか、またそういうことについての経費、科学的調査、そういうものについて何も見積らず、單に人員を配置して村をぐるぐるまわらせればよいということ、完全に予察ができ得るかどうか。もちろんそういうことも必要でございましょうが、それよりも根本的な問題がありはせぬかと思つておりますが、どう考えますか。

○堀説明員 お説の通りであります。現在発生予察事業をやりますために、昭和十六年からこの事業を開始しておるのであります。本年度予算

で大体三千八百万円の事業の予算が計上されております。この事業が開始されてからまだわずか十年であります。が、主要な病害虫に關しましては、たとえば螟虫のごときは数十年來の研究があるのであります。病害虫の発生の研究と申しますと、先ほどお話のありましたように、いろいろ気象状況あるいは生物関係等からの研究が最も重点を占めておる關係上、発生予察事業開始以後十年とは申しますが、すでに発生予察し得る相当多年の資料が累積されておるのであります。従つてこの事業の開始当時ですら、すでに重要な病害虫につぎましては、相当程度確實な発生予察のやれる資料ができておつたのであります。その後十年間、國で予算を計上いたしまして、都道府県の農事試験場に三名の専門職員を配置し、その手足となる監察員を大体三百人程度全國に配置いたしまして、いろいろ資料を求め、それによつて過去の成績を累積いたしまして、だん／＼確實な方向に向つております。従つて病害虫の種類によりましては、相當的確な、あるいは相當見込みのある予察ができるような段階に至つております。

○井上(良)委員 最近私も農業共済の方の運営状況や、予算状況等を見て

おりますと、台風その他の被害または病虫害の被害が年々大きくなつておる。あなたの今御説明のように、十年この方専門家の方々が非常に努力されて、発生予察に力を注いで来て、相當効果が上つておる、こういうふうな承つたのですが、しかし一方共済保險の支拂いは恐らく大きい金額になつておるのです。いずれの農業会においても全部赤字が出て、その赤字をどう処理するかといふことが困つた問題になつておる。それとこれを合して見たときに、この事業がいかに大事な事業であるかといふことがわかるだけに、一層発生予察事業が完備しておらなければならぬといふことが言ひ得られると思ふのです。そこでこの數年來、特にこの点についていろいろ成績が上つて来たといふ具体的な資料をお持ちですか。

○堀説明員 最近の病虫害の発生が、ここ三年來特に多いといふことはお説の通りであります。これは言うまでもなく、二十四年、五年と相當氣象的に悪かつたといふことも一つの理由でございまして、それと同時に、戦争中非常に少い肥料で、むしろ非常に欠乏した肥料で、農作物、特に稲、麦等の栽培をしておる關係上、病虫害、特に病

○井上(良)委員 最近私も農業共済の方の運営状況や、予算状況等を見て

おりますと、台風その他の被害または病虫害の被害が年々大きくなつておる。あなたの今御説明のように、十年この方専門家の方々が非常に努力されて、発生予察に力を注いで来て、相當効果が上つておる、こういうふうな承つたのですが、しかし一方共済保險の支拂いは恐らく大きい金額になつておるのです。いずれの農業会においても全部赤字が出て、その赤字をどう処理するかといふことが困つた問題になつておる。それとこれを合して見たときに、この事業がいかに大事な事業であるかといふことがわかるだけに、一層発生予察事業が完備しておらなければならぬといふことが言ひ得られると思ふのです。そこでこの數年來、特にこの点についていろいろ成績が上つて来たといふ具体的な資料をお持ちですか。

○堀説明員 最近の病虫害の発生が、ここ三年來特に多いといふことはお説の通りであります。これは言うまでもなく、二十四年、五年と相當氣象的に悪かつたといふことも一つの理由でございまして、それと同時に、戦争中非常に少い肥料で、むしろ非常に欠乏した肥料で、農作物、特に稲、麦等の栽培をしておる關係上、病虫害、特に病

○井上(良)委員 提案者が来ましたが、もう一度さつき点について伺つておきたい。附則に、この法律の施行に要する費用で、國の負担にかかるものが計上された予算が成立した後のつております。この点について今事務當局に伺つたのですが、この法律にも關係する予算が政府の手にある、だからこの法律を成立させても、この法律の施行にはさしつかえがない、こういう答弁のように伺つたのです。しかば一体附則は何ゆゑにつけられたものであるか。

○堀説明員 お答え申し上げます。大体予算といたしましては、すでに盛り込んでおります予算がきまつておりますので、それでは足りませんが、足らない分に対しましては、大蔵當局の方に大体の御了解を得まして、後刻いただく。いただいたときに、それと同時にそれに關連した事業をやつて行くといふような方法で附則がついておるわけでありまして、

○井上(良)委員 提案者が来ましたが、もう一度さつき点について伺つておきたい。附則に、この法律の施行に要する費用で、國の負担にかかるものが計上された予算が成立した後のつております。この点について今事務當局に伺つたのですが、この法律にも關係する予算が政府の手にある、だからこの法律を成立させても、この法律の施行にはさしつかえがない、こういう答弁のように伺つたのです。しかば一体附則は何ゆゑにつけられたものであるか。

○堀説明員 お答え申し上げます。大体予算といたしましては、すでに盛り込んでおります予算がきまつておりますので、それでは足りませんが、足らない分に対しましては、大蔵當局の方に大体の御了解を得まして、後刻いただく。いただいたときに、それと同時にそれに關連した事業をやつて行くといふような方法で附則がついておるわけでありまして、

○井上(良)委員 提案者が来ましたが、もう一度さつき点について伺つておきたい。附則に、この法律の施行に要する費用で、國の負担にかかるものが計上された予算が成立した後のつております。この点について今事務當局に伺つたのですが、この法律にも關係する予算が政府の手にある、だからこの法律を成立させても、この法律の施行にはさしつかえがない、こういう答弁のように伺つたのです。しかば一体附則は何ゆゑにつけられたものであるか。

○井上(長)委員 あなたは国会議員としてこんな不完全な法律を出していいとお考えですか。そういうような薄弱な予算的裏づけを理由に、国民に非常に大きな影響のある法案を審議する立場にある議員として、そんな不完全な法律をつくつていいのですか。

○滝井参議院議員 完全な予算措置が講ぜられることが望ましいのでありますが、と言つて現状のままでしてはとも、実現があらざるから検討いたしまして、こういう案を提出したので、その不完全な、無責任な法案とは信じておられないのであります。

○井上(長)委員 この法案全体にわたつて、今あなたが説明された点を実行するためには、今の政府の予算では足りないのです。そういう予算の裏づけのない法案を議員が提出するといふような不見識な話はありません。その点を私は聞いておるのであります。

○滝井参議院議員 執行でき得ます部分は現在の予算の範囲内においてやります。あとの不足分は予算獲得と同時に施行するということになっておりますので、予算が得られれば自動的に仕事ができるというふうになつておりますので、御指摘なさるほどそう不完全なものではないと信じております。

○井上(長)委員 世の中には、芽が出ると称して芽の出ない種子を売つておる人があります。ところがこれと同じようなことがこの法律にあるのです。大蔵大臣が日本の予算をかつて一人で行くというわけには行かない。国会の承認を得なければ予算を使うわけには行かない。この法律施行に伴う予算が同時に国会に提案されておつ

て、それによつてこの法律が施行されるということならば、あなたの御主張も通るわけでしょう。ところがこの法律の一部が実行されても、一部は実行できないのです。そこが私は不完全だと言ふのです。だから臨時議院に補正予算が出て、こういうことに関連する経費を大蔵当局に要求し、それに伴う法律が必要となつたときに、初めてこの法律の趣意が実行されるのですから、そういう面で法案を審議し、成立させなければいけない重大な責任を持つてゐる議員が、そういう片ちんばの法案を出すということは、常識上許されるかどうかということになります。

○池田参議院議員 私は提案者の一人として急遽衆議院に参れというお話でありましたので、参つたのであります。が、井上さんの御指摘のようなことかと言へば、その憂いは多分にあるのであります。病虫害などというものはどこに発生するか、またどういふ結果になるかといふことをあらかじめ知ることはできないものが多く、薬剤、機具その他をできるだけ準備し、そういう場合に対応する設備をするといふところに本法案と結びつけて意義があるものであります。御指摘のごとく予算の裏づけがないからというものはその通りでございしますが、しかしながら本法案が通過した後において補正予算、あるいは臨時国会等において予算の充實をはかつて完壁を期するといふのも一つの行き方ではなからうかと思ひます。国会の代表の皆さんとして、国会の権威を尊重する意味において、法案の通過を願つて、大蔵当局をして十分に予算を分割せしむるという主張と申しますか、了解を得せしむるところにねら

いがあるのをごさいます。何とぞこの点を御了解いただきたいといひねがふ次第でございします。

○井上(長)委員 私は別にその点をあまりしつこく言うのは、はなはだ本意ではございせんけれども、もし今のあなたのようなお考えで法律が今後つくられることになりますと、ゆゆしい問題であります。予算をとるために法律を先に通す、もしそういうことが許されるならば、これはえらいことになるのです。そういうことではなしに、實際緊急やむを得ず、この法律を改正しなければ本年の病虫害発生予防について非常に支障があるということになり、これは私も了解します。しかしながら今のあなたのようないふ、法律を通しておけば、政府はどうしても裏づけの予算を練らなければならぬ、そのために予算を裏づける法案を通すのだといふことが許されるならば、これは今後に悪例を残します。そういうことは許されぬと思ひます。

それから次に伺ひたいのは、この法案が施行されました、各都道府県に防疫所をつくり、非常勤の防疫員を設けるということになつていますが、各県に政府の協力を求めてつくりうとします防疫所の構成は、一体何人ぐらいで、その予算はどれくらいになつていますか。また全体の所要人員をお知らせ願ひたい。

○池田参議院議員 ただいまの御質問は事務的にわたることでありまます。事務当局から答弁いたさせます。○堀説明員 農林省の動植物防疫所というものは、現在の動植物防疫所を、名を替へるというふうな名前だけをかえて行くというふうに考えており

ます。それから府県段階におきます防疫所と申しますのは、大體理想的に申しますれば、一郡に一箇所ぐらいあればいいかと思うのでありますが、これは都道府県が設置をされた場合に、国で補助をするといふかつかうになつております。

それから最後の防疫員であります。これは大體市町村に一名ぐらいの防疫員があればよいのではないかと考へております。

○井上(長)委員 県段階でつくりま防疫所は、各郡に一箇所ぐらいつくるのがいいということですが、その場合その人員は一箇所どのくらい見ておりますか。

○堀説明員 これは現在の病害虫発生予防事業における監察員が、約二百六十七名であつたかと思ひますが、大體それくらいでございます。これをさらに拡充いたしまして、大體一郡に一名、全国で六百名ぐらいは置いたらいのではありませんか。そうして防疫所の仕事は、発生予防事業だけでは十分ではないのであります。これに伴つて、一名ないし二名ぐらいの、實際に防疫の事務に当る者をつけて行けばいい、こういうふうな考へております。

○井上(長)委員 そうすると全体では幾らになりますか。

○堀説明員 防疫所には各単位に二名ないし三名というふうな考へております。従つて全体で千二百ないし千八百というふうな考へております。

○井上(長)委員 全国に市町村が一万何ほありますね。この防疫員とその防疫所における一名、二名を加えてそん

なもので足りますか。

○堀説明員 防疫員は市町村に一名くらいであります。一万何千名ということになりますか、それにプラスの防疫所の職員ということになります。

○井上(長)委員 わかりました。次に薬剤を備へておくといふのです。これは年間保有いたしますか。その時期々々に必要な分量を一月前なり二月前に備蓄しようといふのであります。その薬剤の種類及び備蓄しようといふ薬剤の数量、金額、こういうものがわかつておつたら知らしてくださ

い。

○堀説明員 備蓄という言葉がいかに悪いかは別問題といたしまして、異常発生に備へる農薬は、一年間を通じての必要量を考へております。そうしてこの種類は、大體先ほど指定病害虫の種類を申し上げましたが、従つて備蓄する農薬の種類がきまつて来るわけでありまます。病害虫に対しては硫酸銅あるいは石灰硫黄合剤を、それから害虫に対してはBHC剤を主として備蓄をしたいと思つております。その数量は、面積の方で申し上げますと、大體国で備蓄する量は、稲の病害用に硫酸銅五万町歩分、それからBHCを五万町歩分、麦の病害防疫用には石灰硫黄合剤を三万町歩分、こういうふうな考へております。その備蓄に要する予算額は、金額はまだこまかい計算はいたしておりますが、大體二億見当になるかと、私、推定いたしてお

ります。

○井上(長)委員 先般たしか病虫害防疫のために農薬を肥料公団に備蓄するといふ処置がとられたのであります。が、公団が解散になりまして、もう備

蓄行為というのは今どこもやつていないことになっておりますか。

○堀説明員 今どこでも備蓄されておられません。

○井上委員長 次に防疫所の組織の問題であります。大体今政府が持つております全国六箇所の防疫所を防疫所に直して活用しようという、さしあ

たりの案のようですが、ここでおかしいのは、北海道がない、四国が抜けておる。それから中国にない。政府の防疫所には、薬剤とか機械類を用意しておいて、いざというときは動員する、こういうふうに承つたのですが、そう

しますと、東北一円を福島で持つ。北海道は一体どうするのですか。四国はどうするのですか。これを伺いたい。

○堀説明員 現在農林省の動物防疫所は、本所が三箇所と出張所が十七箇所ございます。できるだけ現在の本所及び出張所を利用することが非常にいいのではないかとこのように考えておりますが、本来動物防疫所は、御承知のように、従来の仕事は主として開港における輸出入植物の検査であつた関係上、必ずしも適当な場所にあるとは限らないと思ひます。今御説の北海道は、現在函館、小樽に出張所がござい

ますので、とりあえずそれを利用する方法もございしますが、北海道は、小樽等がこれの運営上はなほ不都合というところであるならば、また今後もし予算的措置でも講ずることができますれば、どこか適当な場所にも出張所を置くという処置を講じなければならぬと思ひます。東北地方に現在やはり検査所の本所も出張所もないのですが、これは早急に何とか解決をしなければならぬ問題であるというふうに考へて

おります。四国の分は、とりあえずは広島あるいは神戸に動物防疫所がございしますので、それを利用して行きまして、四国の問題も東北と同じように、近い将来に解決して行かなければならぬ問題だと考へております。

○井上委員長 そうすると、この資料として出ておられるものの中に、国有動力防疫機具配置場所及び配置台数というのがありますが、こんな場所

に置いておいて、さあというときに間に合いますか。これを今あなたの御説明の各出張所に置くといひましても、大体場所からしてかえて行かなければ

これは今お話し通り、輸出入の動物防疫所としての防疫所として持つておるものであつて、日本の農村の病虫害の防除施設としての役割は、非常に片寄つてしまふわけですね。どちらの仕事が多いかということになれば、この改正案になつて行く。そういう場合に、こんな辺鄙な所にこんな重要な機具や薬剤を置いておいて、さあという間に合いませんよ。事実上、一晩のうちに田はまつ赤になつてしまひます。そういう場合に、こんなことではまつたく役に立たぬと思ひますが、どう考へて

○堀説明員 動物防疫所の位置は、そのあとの資料の十一にございしますが、現在持つておる動力機具がまだ少い関係上、とりあえずの施設を利用したのであります。しかし大体におきまして、門司におきまして九州地方に、大阪及び神戸におきまして中国あるいは四国に、それから敦賀で裏日本に、横浜で関東、福島で東北というふうに大体のブロックを考へて貯蔵をし

ておるわけでありまして。病虫害の発生は、御承知の通りに一晩、二晩で葉がまつ赤に枯れてしまふというふうな非常に突発的な発生をするのは事実であります。しかし私どものねらつてお

りますのは、この改正案にございしますように、発生予防指導を強化することによりまして、相当早期に、つまり一つの病斑が出ておきましても、これは今後進展するものであるかどうかとい

うふうな判定をいたしまして、今後大いに進展をして、経済的に大きな損害を生ずるものであるというものを相当早期に判定し得るというふうに考へて

おります。従つて電報一本で措置をするというふうな方法をとれば、相当間に合ひではないか。そしてまた防除期間にいたしまして、大体病虫害を通じて早期手当を考へますと、十日あるいはときによると半月くらい防除期間があるというふうになつておりますので、現在のこの場所が最適の場所とは申し上げかねますが、大体において現在の台数くらゐならば、このくらいなところに置いておいてよいのではないかと考へております。実際一日、二日で葉が枯れるというものは、従来発生予防等の仕事が十分完備せられていたかつたために、農家の発見が非常に遅れておるために、一見現象的にそうい

うふうに見られたという関係もありまして、しかし発生予防法が強化され、そしてその指導が十分育つて来ると、その活用によりまして動力防疫機具、あるいは備蓄農薬等も相当有効に使用ができるのではないかと、こういうふう

に考へております。

○井上委員長 私は、非常に時を急ぎます防除対策の発動については、政府がこういう機関を別に持とうとする

ところに大きな欠陥があると思ひます。すでにわが国には、農業共済機関も各県市町村に全部完成された組織を持つております。また農業改良普及の事業も相当活動に行える組織を持つて

おります。そういうものと何ら関連させずに、おれの方はおれの方だといふようなやり方でこういう組織を持つところには、はなはだ官僚的な不活発な原因があると思ひます。何ゆゑに一体農業改良普及員あるいは共済組合等と

共同の上でこの事業を運営することを政府は考へられないか、そういうものをやらせてはぐあいが悪いと考へますか。

○堀説明員 お説の通りでありまして、病虫害防除につきましては、今おつしやつたようないろいろの機関をフルに活用し、協力を求めなければならぬと思ひます。従つて防除員のごときも、平生の病虫害防除等につきましても、普及員の方々、あるいは市町村の技術員の方々、あるいはその他団体の技術関係の方々のいろいろの御協力を得なければならぬのであります。非常

な異常発生という場合には、専心その防除に當りまして、二十日間なり二十五日間、県と連絡し、あるいは防除課と連絡して、資材確保等に専心——ほとんど他の仕事を投げ打つて従事するような職員が必要になつて来るのではないかと、いふふうな気がするのであります。それと一緒に、また防除員といふふうなものが発生予防の最末端機関として、いわゆる情報員的な役割をするという意味におきましても重要であると思ひます。そういう意味合いをもちまして、ほかにいろいろ

の仕事を持つてゐる普及員、その他市町村における技術員の方の御協力、あるいは積極的な御努力を願わなければならぬのであります。専心これに

ある期間従事する人として防除員といふものを考へておるのであります。國で備蓄農薬につきましては、あるいは動力防疫機具につきましては、たとえて申しますと、異常発生の場合に、うんかの発生が、平生では十万町歩ないし十五万町歩出たといひましても、異常

発生の場合には六十万町歩、七十万町歩といふふうに、例年の数倍に上る大きな発生を見るのであります。しかしその発生は、一応数字的にはそういうふうになつておりますが、必ずしも四国へ出るか、あるいは九州の方へ出る

か、あるいは中国に出るかからぬのであります。その最大発生量に備へて、各農家あるいは農家の団体が、病虫害の異常発生に対して十分な農薬の量を準備しておくことはとうていできないのであります。またできたにしても非効率的であると思ひます。従つて國がある一定量を押えてお

りまして、その発生状況に応じ、ある地方に重点的に、機動的に使用することが病虫害防除上非常に効率的な薬剤の使用であり、能率的な防除方法であると思ひます。また農産生産の面から考へましても、いつはたして需要があるかどうかといふようなことのわからぬものに對しまして、見込み生産をするといふふうな点も非常に困難であります。國がある一定量を確保しておくことが、こういう点から非常にいいのではないかと、いふふうな考へ方を

あるかどうか。ないとすれば、そういう者をだん／＼養成しなければならぬと思うのでありますけれども、この点についての御意見を伺つておきたいのであります。

○東畑政府委員 発生予察そのものは技術的でございますが、研究が進みますと同時に、人間の訓練もできて参ると思つております。現在全然ないではありませんで、若干の人間なり専門家もござります。しかし理想とするような人たちは一ぺんに置くことはもちろんできませんので、今後こういう方面の技術なり、訓練ができて参るに依じて、整備をいたしたいと考えております。

○千賀委員 原田委員。
○原田委員 本案は、ただいま参議院の方で御審議中と思つております。予備審査と存じますけれども、時間の都合等であるいは話を許されなかつても構いません。この際私は、これに対して根本的な改正をしていただきたいのであります。この法案自体が実に重要な問題であるのかんがみ、あながち反対をしないで修正意見の希望を申し上げたい。さうして考へておるのであります。大体昨年の四月に植物防疫法というものができたのであります。省防疫所と改めねばならぬ理由はどこにあるか。

○東畑政府委員 これは政府提案でございます。農林省防疫所と直された理由等につきましては、提案者からお聞き願ひたいと思ひますが、従来、堀課長が申し上げましたように、動物防疫所という考え方は、この法案の改正案

に盛られましたよりは狭いのであります。動物防疫所というものを国内の一般の植物防疫所の方に大に拡充したい、こういう思想から、従来の狭い、国内の若干の植物防疫所であるという思想を、広く国内の植物防疫所にするというので、農林省防疫所にかえた方が適當でないか、こういうふうに考へます。

○原田委員 過渡期に統制機構を整備しなければならぬことはもちろん必要であります。今日のうちに、いろいろな施策が平常化して参ります場合には、こういうことによつて農林省防疫所というものは、私は當を得ないと思ふ。しかも御承知の通り、過渡家畜伝染病予防法を通じていたしてあります。その中には最も重要な輸入検査というところをうたつてあります。しかも神戸、横浜、門司等に検査所を設けて、それによつて輸入の侵入を防ぎ、またそれに付随した各種の皮革類その他の物資も厳格な検査を行うことになつておる。こういうことをやつておるこの際、動物防疫所というものを何ゆゑに農林省防疫所ということに改正する必要があるか、私は絶対に改める必要はないと考へております。しかしながらこの問題を大きく取上げて修正の動議を出しますと、あるいはこのままほうり去られるかもしれない。さういふので、私はこれについてはある程度の希望を付せなければならぬ。さういふことを考へるのであります。さういふ意味からいたしまして、少くもこの際動物防疫所を農林省防疫所にかえることをやめて、この際はやはり元のまま残してもらうことが一つ、もう一つは根本的の改正は、この十三条に

動物防疫所を加える。私はここに案を待つております。この案はさしたるこの修正になりますので、この後九月に農林省設置法によつてこれを裏づけしていただくことによつて了承したいと思ひますが、結局こういう煩わしいものを一緒にしておきますと、少くもそこに職域の摩擦を生ずることは事実であります。ややもすると畜産局に属するものを農政局がつて、その間に摩擦を起す原因になるようなものをつくる、こういうことは非常によろしくないけれども、今日これを通さなければならぬというものであれば、私今こゝに五つばかり希望を申し上げたいと思ふ。第二十七條の二に、動物防疫所は左に掲げる事項を行う機関とする。一、輸出入動物その他の貨物に対する検査及び取締り。二、国内産畜産物の他の貨物に対する消毒を厳重にやる。三、家畜伝染病防疫上必要な検査、注射、薬浴及び投薬の実施を行う。四、家畜伝染病予防上必要な動物用生物学的製剤及び予防用器具の保管。五、動物の輸出入検査に必要な調査事項をやる。こういうことを加えていただきたいと思ふのであります。

なお重ねて申し上げたいことは、農林大臣が動物防疫所の事務の一部を分掌せしめるようにしていただくことである。その所要の地に支所、出張所を設けることができるようになっておりますので、この出張所もやはり伝染病予防法の検査規定に基いてこれをやるようにしていただきたい、これが重要な問題だと思ふのであります。

なお動物防疫所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置、所管事務及び内部組織については農林省令でこ

れを定めることにしていただきたい。こういうことが私の考へておる重要な問題だと考へるのであります。さういふ意味からしますと、この問題のごときは小さい問題のようでありま

けれども、農林省設置法によつてこの分野を明らかにする必要がある。私は思ひます。ややもすると、畜産局内部の者がほかの方に引きずられ、両方にまたがつてどつちもうまく運営ができないという面が事実現れておることを、私たちは体験いたしております。この際農政局にお尋ねいたしますが、この問題につきましても、畜産局と合議をなすつたらどうか、一応この点を確かめておきます。

○東畑政府委員 動物防疫所は現在農政局所管でございます。おれ／＼といたしまして動物防疫、植物防疫は若干性格の違ふものであると存じております。従いましてその機能がだん／＼かわつて参りました場合におきまして、農林省設置法等におきまして、動物と植物の所管を分けるということも今研究をいたしております。この次の設置法改正等からみまして、われわれとしては、動物防疫所の分離等につきましてはさらに考へたい、こういうふうに考へます。

○原田委員 所管が自分の方だからやるのだという御意見、これはどうもけしからぬと思ふ。何ゆゑならば、植物の検査事務というものと、家畜の輸出入に対するところの検査事務とどつちが大きい、これは重大な問題なのです。見解の相違がもしもあつて、たとえはリンダベストすなわち牛疫というものが日本に入つて来れば、

とんでもない被害をこうむる。さういふ恐ろしいものが控えておるにかかわらず、何ゆゑに畜産局に會議をしないのか、これは私は失敗だと思ひますが、どう思ひますか。

○東畑政府委員 この法案は政府提案でないのをごいしますが、この法案が提案いたされるにつきましては、私もとしましては、畜産局に実は交渉をいたしておるわけでありまして、そしてこれが通りました場合において、かりに農林省防疫所となりまして、ただいまのところは農政局所管でございますが、動物等の検査がたゞいまお話のようによつておるといふことは私どもよく存じておりますので、農林省設置法等の改正につきましては、畜産局と十分内々の打合せをしておりますので、御意見の通りの改正をいたすべく努力しようと思ひます。

○原田委員 説明はまことにけつこうであります。事実の問題としてどうも不安定なことがあるのです。たとえて申しますと、一昨々日の家畜保険共済の問題でも合議をしてない。これも重要な防疫の問題があるのに、相談もしてない。それはルーズと言へばルーズでいいかもしれませんが、おそろしく政治をとる面と、また監督指導をして行くところの農政局なり畜産局なりの合議がないといふことは、國民が非常に不安定な感じを持つ。もちろん議員提出であるからばくらは知らないと言へばそれだけであるが、議員提出であつても、いろ／＼なことを合議をし、献策をして、初めて議員立法として成り立つておる。それ

を何ゆえにこれに動物を入れることに
対して合議をしなかつたか。これは一
つの失敗だと思ふのですが、これも失
敗でないとおつしやるかどうか。私は
これは大きな失敗だと考えておる。こ
ういふことがあるならば、すべてのも
のに影響があると思ふ。だからこうい
うことはぜひ合議をしてもらつて、そ
の点はよく協議を保つておやり願うよ
うに私は希望を申し上げます。もう答
弁はいりません。ぜひそういうふうに
やつてもらいたい。

○河野(議)委員 一点だけ伺いま
す。緊急農業の貯蔵の方法ですが、こ
れは今後どういふふうな方法でやり
になりますか。従来の緊急農業の貯蔵、
金融関係、これは御存じのように非常
に失敗して、いたずらなる経費を使つ
ております。いたずらなる資本家の擁
護になつております。今後これは当然
改められると思ひますが、どういふ構
想のもとにおやりになるか、それを伺
いたい。

○堀説明員 備蓄に対するいろいろの
計画とか、あるいはその使用の計画等
は国で立てることになるのであります
が、備蓄する仕事そのものは、適当な
団体に委託してやりたいと思つており
ます。農業の購入等につきましても、
十分に価格の点等を考慮いたしまして
、そのため農業の価格を上げ上げる
ようなことのないようにしたいと思ひ
ます。また購入時期等につきましても
十分考慮いたしまして、農業の需要の
非常に多いときに購入することによつ
て、価格を上げ上げるというふうなこ
とのないように努力して行きたい、こ
ういふふうに考えております。

○河野(議)委員 国が経費の一部を負

担するのには、団体にまかせつ放しとい
うことはいはゞである。国の方針と
して、いかなる場所にもどういふ方法で
貯蔵するか、その間の金融面を国はど
うしてやるかという点について、御
構想がないはずはない。これについ
て、団体にいかなる範囲においておま
かせをなさるか、これを伺いたい。

○堀説明員 先ほども申し上げました
ように、備蓄の計画、つまりいつ購入
して、どういふような種類の農業を買
つて、これをどこに貯蔵して、どうい
ふような場合に使用するかというよう
なことは、これはすべて国で企画いた
したいというふうに考えております。
ただいろいろの農業の流通の操作を実
際に行なう場合には、団体
等に委託した方が円滑に行くのではな
いかと考へておりますので、すべての企
画は国で行ないますが、実際の扱い等は
団体に委託したいと考えております。

○河野(議)委員 それでは時間があ
りませんから私から具体的に申し上げま
すが、今まで政府がやられたことは、
緊急農業と称して大量のものをメー
カーから買ひとつて、これを金国数箇
所へ貯蔵された。ところがそれが非常
に余つて、二年も三年も置いて使えな
くなつた農業を二足三文で製造会社に
売らんとしている。この間における国
の負担というものは莫大なものである
が、今後とも、今までのようにメー
カーから買ひとつて、営業倉庫に入れ
て、そうして従来と同じような方法で
やられるかどうか。こういうおぼたな
とは断じて承知できません。従来の経
過から見ても、今後どういふようにし
やるか、それを聞きたい。もしあんな

に案がなければ私が教えてあげる。
「答弁できるはずがないじやない
か、休憩しろ」と呼ぶ者あり」
○千賀委員 暫時休憩いたします。
午後零時五十分休憩

午後二時五十分開議
○千賀委員 午前中に引続き会議を開
きます。
植物防疫法の一部を改正する法律案
に対する質疑を行います。その前に
河野君に対する答弁から始めます。東
畑農政局長。

○東畑政府委員 午前の河野さんの御
質問にお答えいたします。肥料配
給公社がかつて農業を備蓄いたしてお
りましたときに、農業の価格が下落し
たり、また保管等が適当でなかつた等
のことは、午前中申された通りでござ
います。はなはだ遺憾であつたので
ありますが、この法案が通りました場
合においてやはり国が備蓄いたすこと
に相なつております。その場合にわれ
われといたしましては、国が備蓄いた
す場合における購入費等は、当然予算
に計上しなければなりません。が、あと
金利、保管料その他の取扱費等に関し
ても、民間に委託する場合は、そうい
う予算をもつて委託することにならう
かと考へます。民間に委託する場合に
も、ただ委託しつばなしにするという
ことでなくて、いろいろ防除計画等に
基いて防除、保管その他について十分
なる監督を国で行ひまして、かつて肥
料配給公社がやつておりましたような
保管方法にならうように、十分に注
意をしてやりたいと考えております。

○委員長退席 野原委員長代理着席

○河野(議)委員 そうしますと、相
わらずやはり国が一定の計画に基いて
一定量の緊急農業を買ひ取る、そうし
て国が指定するところの営業倉庫に貯
蔵保管する、この御方針は従来とかわ
りはないのでございませうか。

○東畑政府委員 営業倉庫に保管いた
しますか、あるいは農業倉庫にしま
すか、実はまだはつきり申し上げにくい
のでありますが、大きな方向として
は、そういうふうなことになるかと
存じます。

○河野(議)委員 営業倉庫であらう
が、協同組合の倉庫であらうが、そう
いふ問題ではないのであります。私の
申し上げるのは、かつてやりました肥
料公社の問題にいたしまして、その
他の場合にいたしまして、かつてお
やりにになりましたことが、結果にお
てどのくらいのおぼたな経費を使つた
か、どのくらいのおぼたな金を使つた
か、どのくらいのおぼたな金を使つた
か、これに気がつきになるはずだ
と思ひます。これに気がつきになる
ならば、別の方法によつて今後の農業
の買取り貯蔵をやらなければならな
い。その別の方法を今お考えになつて
おるかどうかを伺いたいと思ひます。

○東畑政府委員 被害がどの程度に起
りますか、これは将来の見通しでなか
なかならずかしいと思ひます。肥料公社
當時は無計画に多くの量を買取らせま
したために、相当これが需要期にお
いても不十分になつたということが一つ
ございませう。それから農業が非常に不
足しておる事態から、輸入その他によ
りまして急速に値が暴落いたしました
ために、値下り損が相当あつた。そ
の他保管等におきまして、消耗その他

適當ならざる分があつた。従いまし
て、今後この法案が通りました上に実
行する場合におきましては、適當な量
というものを、相当長期間観察をして
委託をいたすことになつており、同時
に保管場所等につきましても、従来の
経験等も考へまして、十分慎重に研究
をいたしたいと思ひますが、河野委員
から、何かいい御意見を伺ひたいと思
ひます。

○河野(議)委員 お尋ねでありますか
ら、私の方から私の考へておる案を申
し上げます。今までの貯蔵方法は、今
農政局長が御答弁のように、いたずら
なる金利を拂ひ、倉庫料を拂ひ、また市
備の変動による価格の損害を政府が負
担しておつた。私が考へますのは、製
造会社の倉庫にあるものを在庫の形
のまま仮契約で、金融機構によつて押
えたいいのではないかと。ある一定量の
農業につきまして、その当時の価格に
相当する金融をその製造会社にいたし
まして、その製造会社にその一定量を
そのまま保管を命ずる、必要な時期が
あつたならば、いよいよ正式の買取り
契約をやつて、その買取り当時の価格
によつて契約価格を決定し、そうして
政府が買取り、ただちにこれを緊急
必要な場所に配付するということにし
たらいいのではないかと。いつ病虫害が
起るか、どこにそういう場所が起るか
わからぬものを、初めからあまりか
たく考へて、製造会社から買ひ取る、し
かも値段をきめてしまふ、そうして倉
庫に入れてしまふ、そういうことはむだ
であります。またそういうことをする
ことによりまして、かつて買ひまし

たような大量なものは買ひないにいた

しましても、緊急の場合に備える農業であり、相対的なものを買つておかなければならぬ。相当量のものを買つておきたいと思つておられます。農業の市価に影響が起ります。でありますから、仮契約と申しますか、覚書の交換と申しますか、そういうことによりまして、農業の製造会社と政府の間に一つの約束事によりまして、金融措置で十分間に合う、それ以外のことは政府のいたずらなる負担を重くするといふ以外の何ものでもない、私はかように思いますが、かようなことにつきまして、今度は逆に農政局長の御見解を承りたいと思つておられます。

○東畑政府委員 農業そのものの所有権を農業会社に置いて、あとは金融措置で考える、仮契約で政府との間に契約して行くという方がよりよいのではないかと、この御意見のように思いますが、われわれの今までの考え方、やはり所有権を国の財政機関で買上げて、保管その他適当に処置した方がよりよいのではないかと、この御意見をもつていたしたのであります。この法案が通りますと、国が農業をいつでも整備して行かなければならぬといふ規定になつておられます。この整備のやり方としての具体的な方法論などにつきましては、さらに十分検討を進めてみたいと思つておられます。

○河野(議)委員 私はひとつ参考のために申し上げます。たまたま私は肥料のことをよく知つておるのですが、かつて肥料会社がなくなつたときに、大蔵省が肥料の在庫買ひをやられた。これは政府がやられた。農政局長も御存じだと思います。その当時の肥料のうち、政府が買おうと思つた数量を肥料の製造会社の

工場のあり姿のままで買つて、それに金を拂つた。そしてその工場にある肥料が、一定量のものが常に新陳代謝しておつた。古くなつて来ますと、どんなその製造会社の責任において販売する。販売したものについてはまた新しいもので埋める。こういうことによつて、大蔵省は肥料の在庫買ひをやつた。農業におきましては、肥料と違ひまして、特に年月がたちますと、成分に変化のある農業があります。ですから農業におきましては、かつて大蔵省がやつたと同じように在庫買ひをいたしまして、在庫買ひの数量の範囲内において、その製造会社の責任において常にその新陳代謝をやらせるといふようにすれば、これは常に新しい農業が政府の名において保管できる、金利もあまりいらぬ、倉庫はもちろんならぬ、かようなことを考えるのであります。私は、これはここで十分に同意して申し上げます。今後の農業の買取り、貯蔵につきましては、過去の失敗の経験に徴しまして、十分慎重にやつていただくことを強く希望いたします。私の質問を終わります。

○吉川委員 ただいまのことに関連して伺つておきたいことがございます。農業の管理とかあるいは防除用具の管理等について、少しはつきりしない点があるのです。どういふように今までやつて来られ、今後またやつて行くのか、その辺を少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○東畑政府委員 防除用具は、動力噴霧機、動力撒粉機の二種類ございまして、ただいま政府で大体千五百五十台というものを持つております。その

政府所有のものを現在、午前中課長から御説明申し上げましたように、動物検疫所が三箇所ございまして、その三箇所を責任を持つて保管をして、あとは貸與する、こういう形でやつております。ただ修繕につきましては、現在政府予算でございまして、これを使つた場合の修繕費その他は、借り受けた方から負担していただくという形での保管をいたしております。それから二十五、二十六年の二箇年に買上げ貯蔵をいたしております。農業そのものにつきましては、現在国が保管するといふ制度はございません。二分の一の補助をやりました。府県で農業を購入するといふ予算はあつたのであります。この法案が通りました場合に、国で保管することになるのであります。この保管のやり方等につきましては、ただいま河野さんがお話しになりましたように、今後相当研究を進めて、適正な保管をやりたいと考えております。

○吉川委員 防除用具は、御案内の通り薬品を扱う関係で、非常に損傷しやすい。どうも公徳心が欠け失つて、関係が、公の機械であるいはその他の管理、貸與を委託されておられるところの機関の、このいふものに対する管理のやり方が、はなはだ不十分な点があつて、そのために非常に不経済な管理が行われておるのを、私もよく見て来ています。その点について、今後十分御配慮をお願いしたいと思います。

それから農業の保管の問題でございしますが、河野委員のお話にもあつたのですけれども、農業の製造工場というものが、今日の状態では非常に小さいものがたくさんございまして、その倉庫等の設備が十分でないために、河野委員のおつしやつたような、肥料の管理システムでは行かない面が相当あることを私は見て参つておるのであります。そういうことで、これはやはり農業協同組合あたりの倉庫を利用なさるといふようなこともお考えになつていただいてよろしいのではないかと、思います。こういうことはひとつ御検討をお願いしたいと思います。

それから、もちろん金融問題は、これは小さな工場であるだけに非常に差迫つた問題でありますから、これも河野委員の言われた通りに、格段の御配慮あつてしかるべきだと思います。ただ私の一番憂慮している問題は、この農業の保管の問題は、机の上では幾らでも考えられるのでありますけれども、実際問題といたしまして、保管するだけの農業が適期に製造できるかといふことなのであります。この農業の原料、たとえば硫酸合剤なんかにつきましても、硫酸等の入手についての今日までの農林省の無力は、農林省御自身が十分お認めになつておられることだと思つておられます。繊維工業が盛んになりましてから、この硫酸等がその方面に前渡金で押えられて、農林省あたりでいくらか御心配していただいてもどうにもならないといふのが、今日までの状況であつたのであります。そこで適期に適量の農業の供給がなくて、いろいろの支障を来して来ておるので、おそろしくこの法律ではどうすることもできないかもしれせんけれども、この点に行政的な面で何らかの手を打つていただいて、適期に適量の農業が確保できるような努力、配慮が拂われなければならないと思つておられます。

○東畑政府委員 農業会社等は、肥料会社等とは若干規模が小さく、従ひまして在庫する場合におきましても、倉庫等も困難である。あるいは金融を付けます場合でも、普通の商業的な金融で、はたして政府の希望いたします在庫だけの金融がつくかどうかにつきましても、さらに具体的に研究をいたしまして、適当な保管、貯蔵の方法を考えたいと思つておられます。また根本的に農業の需要が季節的に片寄ります。と自体が、農業の生産と需要との関係において非常にめんどろな問題があるといふので、そこにはやはり財政的な関係といふものを考えましても、これを金融だけで負担することは困難であるといふように考えておられます。なおよく具体的に研究したいと思つておられます。

それから硫酸合剤、硫酸銅等の緊要物資等につきましては、まことにその確保が困難な事態になつておられます。現在統制等がございせんために、自由になつて買つておられる以外に方法はなないのであります。この法案が通りました場合には、政府が買つた場合におきましても、やはり一般の市場からこれを買つておきたいと思つておられます。農業そのものが農業生産上重要な物資でありますために、これらの生産関係の会社その他十分打合せまして、われわれといたしましては、行政的に御協力を願うという以外に、実はただいまのところ方法がないのではないかと、主として硫酸合剤あるいは銅製品等についての確保といふ

ことが、本年の今後に起る稻作等にか
らみまして、重要な問題になつて来る
のではないかという心配を実はいたし
ております。

○吉川委員　私は、こういう重要な農薬の原料資材の確保について、これは国会でも考えなければならぬことであります。政府でも十分この点御研究を願いたいと思います。

それから午前中課長から御説明がありまして、この事業の完璧を期するた

めに、農業改良員等の協力にまたなければならぬということであつたのでありますが、その通りであると思います。そこで今度農業委員会法が通過

をいたしました。その際に、菅野正に伴います予算の不足分を次の臨時国会において補正するということについては、大蔵大臣とわれ／＼はお話でできたのであります。従つて大蔵大臣は、その予算の補正と云ふことは、大蔵

にその予算の修正をすることは確約されておりますから、これは間違いないと思いますが、聞くところによれば、明年度においては、その予算は計上されないやに聞いておるのであります。

す。きょうなことを農林省は未聞き及びであるかどうか、農林省としては、そういうことにかまわずに、今回通過した法律の命ずるところに従つて、それだけの予算を大蔵省に要求されるもの、と言つて可い。

のと私は信じておりますが、その辺について、農政局長のはつきりしたお答えを願いたいと思います。大蔵省等との今日までの交渉の経過等も、お聞かせ願えれば幸いに存じます。

○東畑政府委員 農業委員会の書記の
手当等につきまして、再開前の国会で
相当論議があつたことを承知いたして
おります。われ／＼といたしまして

は、問題が今年度の問題と来年度の問題と二つにわかれると思いますが、今年度の問題について具体的に申し上げたいですと、一・二人を○・八人ふやして二人とするという問題であります。これはわれ／＼といたしましては、再開前の国会で大蔵大臣、農林大臣等が寛明された趣旨に沿いまして、また再開後の国会において申しておられるような趣旨に沿いまして、補正予算等の要求をいたしております。

来年度の問題でございしますが、来年度の問題を今から申し上げるのはいかがかと存じますが、まだ政府自体としても、二十七年予算の編成方針がき

また、農業者委員会は、法律によつて與えられたり／＼な事務があります。国が負担すべき国家的な事務、市町村本来の負担すべき事務があります。われ／＼といひまして

は、そういう事柄分量の要化等を考へ、
まして、最も適當なる予算編成をいた
しまして、大蔵省に要求いたしたいと
思います。大蔵省からは、来年度はな
くするといふような話はまだ何らござ

いけません。ただ行政事務の再配分という問題が今研究されております。その行政事務の再配分とからみ合いました、農業委員会の事務を分析してやろうという話は、実は内々あります。し

かし来年度書記その他の手当をゼロにするという話は、ただいまのところ毛頭ございませんことを御了承願いたいと思ひます。

○野原委員長代理 井上委員。

○井上(良)委員 先般の質問に続きまして、もうちょつと伺つておきたいと思います。防除機具購入の問題であります。今御説明によりますと、二十

四年度、二十五年で千五百五十萬政府が買うて持つてゐる、こういうお話でございますが、そうすると、この本年度予算で国有防除機具購入費は七千四百萬圓が計上されておりますが、これでどのくらい噴霧機と撒粉機がふえますか。それと他の機械を買おうとするのか、その購入台数、機械の種類、それを伺いたい。それと同時に伺つておきたいのは、本法律案が通過いたしますと、本法律案の施行に伴つて

必要とする機械台数はどのくらいふやそうとするか、それを伺いたいと思います。

○東畑政府委員　二十六年年度予算で七

千円円の樹具購入費が計上してありますが、これはすでに四月早々に政府で買い上げたわけであります。予算といましては、一千台買う予定でございましたが、資材等の値上りのために

ります。九百十台はすでに二十六年度予算で実行いたしましたして、現在買い上げた数字であります。将来どのくらいこの千百五十五台をふやすかという御

○井上(良)委員　そうしますと、この質問でありますが、今のところ、二千五百台程度を整備すれば、国としてはまずよいのではないかと考えております。

二千五百台の機械を政府の所定する場所に配置しておく、薬もそうしておく。ところが問題は、いかにこれを動かすかという問題だろうと思います。この病害虫の発生と同時に、これが動

員でできる態勢が完備しておりませんと、何にもならない。そこで、私どもの考へ方からいたしますと、もちろん政府がそういう機械を持つて必要な場所に

活用さすということも必要でありましようが、いつそのことを各県の農業協同組合なり、各県にできます防疫所、というところに配置しておいた方が、いざという場合に役立ちはせぬか。でないと、相当多量の機械が一箇所に持たれておりますと、第一貨車の手配、自動車の手配それ自身にも相当の日にちを要するわけです。まして、日本のように山岳の多い、しかも帯のように長い島国においては、東北のも

のを腹西に一挙に持つて来るというわけには、現実の場合行かない。そういういろ／＼の考慮を拂つて、各県にこれを配置するという処置をとられた方

か、一層樞重性を棄押しはせぬか、こう考へますが、その点どうお考へになりますか。

○東畑政府委員　病害虫の起りましたときに、機動的に薬剤撒布その他を行

わなければならぬことは当然でありますので、われ々といたしましては普通の災害等に備えまして、大体一万二千台程度を目標にいたしまして、国で府県の機具の保有ということに対して

助成をいたしております。すでに七千台程度は整備いたしましたして、なお五千台程度を、今後財政等が許す範囲において整備したいと思っております。この農機具等は府県の協同組合等に移管

をするということになっておりますが、異常なる災害等が起りました際に、なお国みずからが防除機具等を保有して出動いたした方がよいのではないかということで、助成によりまして

一万二千台程度を整備いたしますほかに、国みずからがただいま申し上げました二千五百台程度を整備しよう。こういう考え方になっております。井上

さんのお話になりました。府県のものは、すでに助成で今継続してやつておる次第であります。

○井上(憲)委員 異常の災害、異常の病害虫が発生したというときに困るものを動かすということは、ちよつと説明するのでは、そういうことでよいかわかりませんが、実際の場合に、これらの活用が非常に急速に欠きませぬかと思うのであります。だから簡便に言えば、国が持つよりも、いつそ

のこと累に持たした方がいいのではないか。幸いあなたの方で一万二千台もの県単位の機械設備を補助しておるといふならば、これは国が持たずに、全

荷具に持たした方がいいのではない
か。そうして法律で機動性をはつきり
しておいて、いつでもでも動員でき
るということにしておいた方が、さら
に効果的ではないかと思うのですが、

あるのですか。

○東畑政府委員　府県自身に持たせま
すと、どうしても府県と府県との間の
貸與その他がやつかいなことになりま

すから、困みずからが持つのであります。これを機動的に動かすことによつて、より少い噴霧機で最も効率が上るのではないかと思います。異常な場合等につきまして、県を通じまして、

あるいは県内で自動的に動くよりも、国みずからが持つておつた方が、財政負担が軽くないかというふうに考えまして、国で持つ分と県の補助で持つ分をわけた次第であります。なお発生

予察事業等が、もう少し組織的に、行政的に動いて参りますと、災害の程度等も事前に相当わかりますので、そういう場合については、国みずからそう

いう方面に動かして行つた方がよいのではないか、そうして発生予算等の防除計画——今後の計画によりますれば、そう混乱なしに二千五百台が機動的に動くのではないかと、いふふうに考へておるのではありません。府県等に持たせますれば、より多くの保有量を各県別にわけなければならぬので、そのこと自体はやはり財政の負担を多からしめるということ、国に持たすということを実は考へておる次第であります。

○井上(良)委員 説明はそういう説明がつくかも知れませんが、要は、実際に果に病虫害が発生して、いかに、機械を使つていないのに、これをよそへ出すことに對して文句を言ふといふことを言われているのだらうと思ひます。しかし、それを活用し得る法的基礎を明確にしておけば、その機械購入に必要な経費については、国から補助し、援助している関係がありますから、私はそれはやり方によると考へます。それは議論になるからそれ以上申し上げませんが、同時にひとつ伺つておきたいのは、この組織を活用する場合、つまり、これだけの経費をかけて、これだけの法的基礎をもつて仕事をやるという場合に、これを機動的に活用する組織の問題です。そこで、さきにちよつと聞いた御説明では、かんじんの末端の町村の組織になければならぬ、あるいはそれに伴う予算ができていないといふふうに関したのですが、その通りですか。

○東畑政府委員 非常勤の防除員を置く予算は、ただいまのところございません。

○井上(良)委員 そういたしますと、この法律の施行を急いでおります提案者並びに政府当局としては、今年度の米作からこれを合理的に活用したいといふことで進められておるのだらうと思ひます。そうなりますと、この組織が完備せず、この組織を政府の思うままに動かすことができないければ、本年度の米作に對しては思ふような活動ができないといふことになりませんか。

○東畑政府委員 この法律が通りました場合は、全部の理想は達せられませんが、そういう最小限度の必要なものにつぎましては、次の補正予算等で農林省としては財政当局と交渉をいたしたい、こういうふうに考へております。

○井上(良)委員 この改正法律案に關連する予算は一体どこへ出ておりますか。だれが先ほどの説明で、もう二億円ほど足らぬといふお話をしておりましたけれども、これに關連する予算は、資料としてどこに出ておりますか。

○東畑政府委員 参考資料に添付いたしました予算の五億四千二百万円というものが既定経費でございます。次の補正予算の資料は、実はこの資料に添付してございません。目下法案が通りました上で、次の国会等から補正予算の要求をいたしたいと存じております。

○井上(良)委員 その点が私は非常に遺憾に思ふ点であつて、法律が通つてからといふよりも、この法律がもし実行されるならば、これだけの所定経費を必要とするといふことで、關連する経費を出して来なければ、これは何を審議しているかわからないことにな

つてしまふ。その關係経費は、たとへば防除機具の購入費で何ぼ、人件費で何ぼ、あるいは薬剤購入あるいは非常勤の防除員の補助が何ぼといふように、明らかにしてもらわないと——これが提案理由を讀んでみると、どこで何ぼの補助をやるというところが書いてあるにかかわらず、かんじんの裏づけになる予算がこれについていないことは困るじやないですか。あなたの方で、ほんとうにこまかい数字は、いづれ補正予算として臨時国会に要求されるもよいと思ひますが、しかしこの法案を審議する上において、大蔵當局に要求する予算は大体でもよいから提示されぬと困るじやないですか。

○東畑政府委員 農林事務當局としては、いふ／＼案としては持つておるのではありませんが、政府としてまだここに明示するだけの資料が整いませんので、この法案が通りました上で、次の議會に補正予算等からみまして御審議をお願いしたいと思います。

○井上(良)委員 そうすると提案者に聞きますが、提案者は予算の案を持つておりますか。

○三橋参議院議員 大体これは予算の方の關係で何べんも組みかえまして、実は今一億八千万円くらいの腹案は持つておるのでございます。財政當局と相談の上これを出してくるという見通しがつきましたものですから、一応その詳細な数字は、向うへ示して相談をしていられるのでありますが、まだここにはお示しするほどコンクリートとなつておらぬものでありますので、実は添付しておらぬような次第であります。

○井上(良)委員 そうすると、ここへ

二分の一補助するということは、どこからそういうことが言えるのですか。かんじんの提案理由に、かかる場合は國庫から補助金を交付し、これを助成することができるといふことで、その他にも出ておりますけれども、どういふわけで、そんなことが言えますか。

○三橋参議院議員 これは予算の範圍内ではないことになつていゝのでございすから、予算ができれば、おのずから基礎ができて来るはずでございす。

○井上(良)委員 そうしますと、實際の問題として、この法案を審議し、この法案の成立をいねがう提案者側といたしましては、この予算の内容をさへわれ／＼に示すことができ得ずして、これだけ通してもらいたいといふ、そんなうまい話はありませんか。だから一応この点はこうなる、その合計一億八千万円なら一億八千万円になる、しかしこれでは足らぬから、さらに活動するためにはもうあと二、三億なら二、三億いるという話ならわかるけれども、かんじんの法文には明らかに補助金を出すと書きながら、それに與えるべきところの予算的な計画が全然ないといふことでは、われ／＼審議できません。

○三橋参議院議員 大体ここに腹案はできていゝのでございすから、プリントがまだできておりませんが、これをこまかにお話し上げてほしいのでありますが、時間がかりますので——

大体は補正予算としまして要求いたしますというの、一億八千万円でございます。これは先ほど御説明があつたと思ひますが、農林の備蓄の補助の方の経費として、その一億八千万円を

要求しているような次第でございす。

○井上(良)委員 はなはだどうも聞いておつたよりない話で、これ以上私どもは質問する勇氣を失いますが、御承知の通り法案を審議し、法案を成立さすといふことは、關係する國民が非常に多いです。特に補助金を出すといふような場合は、全國民に利害關係を持つてゐるわけですから、ゆゑにその點に對してもつと提案者の方で、參議院で通過さして行きますとここで審議を進めるわけに行きませんから、一応參議院が通過して、こゝへ本式に提案になりますまで、もう一度提案者側と打合せをされて——私はこの法案の建前に反對しているのではなく、こういう不備なことを立法したことと反對している、無責任なことではできぬといふことを私どもは言うておるのであります。そこを了解願ひたい。そのところを了解できるならば、われ／＼もこの法案には賛成でありますから、そういう不備なものを通すわけにいかぬといふことだけですから、そこを得心の行くように準備をしていただきたい。

○遠藤委員 ただいま井上委員から、予算の問題についての質問がありまして二、三の點について申し上げておきたいと思ひますが、ここで速記をやめてください。

○野原委員長代理 それでは速記をやめてください。

○井上(良)委員 私ども遠藤さんが本法案の成立に非常な骨を折られておることには感謝をいたします。別にわれわれもこれの成立に反對をしてゐるわ

【速記中止】

けではありませんが、ただ予算の裏づけがないところに問題があるのであります。この法案を通過せば、必ず次の臨時国会では補正予算が出るであろう、こういう希望的観測の上に立つてのお話でございます。ところが大蔵当局というやつはなかなか油断のできぬやつで、たとえて言いますと、この共済組合の方の経費に食糧特別会計から十億の金を出さなければならぬということが法律にきめてある。ところがこれをい

へんも実行したことはない。あるいはまた競馬でもうけたものは、その三分の一を畜産の奨励に使わなければならぬと改正法律できまつておる。それも実行しない。そういう自分の都合のためには法律を無視するような大蔵当局がおります。だから私もとしましては、少くとも予算の裏づけのつきりした法案を成立させることが、議員としては当然の任務であるとは考えておりましたから申し上げただけでありまして、できるだけわれわれの方におきまして、法案それ自身の目的は、わが国の農業生産向上の上に絶対必要なものでありまして、大いに協力を申し上げますが、この法案を成立させるためには、そういう点をわれわれは十分検討いたしました。少くとも立法者としては、その点については人からいへば言われぬだけのことをしておかなければいけないということで、質問をいたしておるわけでありま

す。その点は御了承いただきたいと思

います。

○横田委員 植物防疫法の三十二条七項、三十五条二項、二十五条の一項、ともに二分の一の補助と書いてある

二分の一というのは一体どこから割出して、そういうことを書かれたのですか、それを聞きたいのです。

○東畑政府委員 私から便宜上答えたい。農業を買い上げたり、動力防除機具等を買います場合に、府県の事業に対しては国の仕事は半分、府

県の仕事は半分、勘案しまして従来も半分は府県の負担になるということになっております。この法案は少くとも半分以上の負担を府県にかけてはいけ

ないというので、二分の一というこ

とになつております。二分の一は必ず

府算の範囲内で国が持たなければならぬ、こういうことになつております。

○横田委員 その二分の一がけしからぬ。大蔵政府のやり方といたしましては、政府がとる場合には全部とつてしまふ。農民に何する場合には半分にする。すべてがこういう行き方である。しかもこのごろは供出制度がある。それでよし農民が保有米をつくつておりまして、一般の町の人達は、外国から高い食糧を買つて来てそれを安く配られて、いわゆる補助金が出ています。それに対して農民は、簡単に申しますと、補助金なしの安いものをそのまま食つてゐる。だから供出制度がある限りにおいては、供出農家あるいは供出しておらない転落農家にいたしましても、これは国の必要なものをつくつてゐるんです。だから政府が農民から低米価においてものを取上げる場合において、しかも新聞の報道によりますと、パリティによる算出方法というものは米価を低く押さえるものであるといわれているにかかわらず、その計算によつた米の値段が七千円も七千五

百円にもなつて来る。これはいかぬといふので、パリティの算出それ自体をかえようとしてゐる。そういうふうにして何でも押さえているんです。こういうような形において、とるものは無理にとつておきながら、しかもとる値段が安い。安いにもかかわらず、こういう場合において、損害が起る、あるいはそれに対するところの負担金の分担になつて来ると、常に二分の一になつてゐる。現在の日本の自由党政権には、日本の農村において病虫害によつて毎年なくなつてゐるところの、六百万石あるいは五百万石の米だけの損害さへも防除する力がないのではなからうかと思ふ。どういふ意味において二分の一をおきめになつたのか、あるいは予算がないからおきめになつたのか。予算がないというならば、戦後の富はだれが築いたか。その御意見を聞きたい。

○東畑政府委員 病虫害を防除すること自体が、農業の生産力を上げる一つのゆえんだと考へます。その負担というものは結局府県自体の仕事が半分でありまして、国自体の仕事もあるわけでございます。府県自体がやる仕事につきまして、府県である自治体はその負担を持つことは当然だと考へます。また府県の二分の一の負担というものは、あなたの言われるように、必ず全部農民の負担になるとは限らないのでありまして、府県全体の財政等から見て適当な負担になるわけでありまして、米価が低くて、これの二分の一負担が全部農民の負担に加算すること

ことでありませんで、これをやること自体によつて米の生産の減退が防止されるというところに効果がある。これを府県本来の仕事として、その二分の一を府県財政で負担して行くということに、決して矛盾した話ではない、こういうふうに思ひます。

横田委員 それからこういうことが出ておりますね。この防疫所に置かれ

の場合ならば、きくものは買う、きかないものは買わないわけだが、これを選挙するものは一体だれかということを知りたい。もし役人が選挙するならば、簡単に言うと、製薬会社の宣伝によつてそれを買い込んでしまふということになる。そうしてこれが結局製薬会社と売薬ボスの結託によるところの、不正の温存所になりはしないかと思ひます。だからこういう場合におきましては、薬がきくかきかないかということに対して、良心的にこれを判別してやる場合においては、あなたが言われましたように、農薬取締法だけではだめだと思ひます。その点はどうですか。

○東畑政府委員 府県等に置きます農薬であります。国で買います農薬は、砒素剤とか、DDTとか、BHCとか、あるいは硫黄剤、これらはすべてその効果がすぐにはつきりいたしまして、また製造会社、価格等もはつきりいたしまして取締りをいたしておるのであります。そういうような農薬がまた米麦等の病虫害に一番きく農薬でありますので、その点は現在の法規の施行を確実にいたしますれば、御心配のような結果にはならないと確信いたしております。

○横田委員 それではその心配が起るようになりまします。起りました場合の責任は、一体だれが負うのですか。

○東畑政府委員 現在政府が助成いたしまして、府県に農薬を貯蔵させる場合、その農薬が悪かつたために作物がだめになつた場合には、政府そのものが責任を負うわけでありまします。

○横田委員 この際ついでに聞いておきますが、いもちの場合においては薬

をやることも大事だが、深耕、深水利、非常に効果があると言われ、朝日新聞などでやつております收穫日本一競争なんかで、すでに実験によつてその効果は顯著になつております。こういうようなものに対する防止策はどんなものか、聞いておきたいのです。

○東畑政府委員 農作物の生産を上げる場合に、農薬だけではいけないことは、私もよく存じております。従つてすべて経営等についての指導と申しま

○横田委員 そうなりますと、動植物検査所が現在どのくらいあり、今度農林省の防疫所に改められると、どのくらいの数が不足になつて来ますか。

○東畑政府委員 現在動植物検査所は午前中申し上げましたように、三箇所ございまして、出張所が十七箇所にかかれております。今後この植物防疫法の改正が通りました場合に、さらに国内に防疫施設を拡充いたしたいという希望は持つておりますが、まだ具体的に何箇所ふやせばいいかということまで検討はしておりません。御了承願ひたいと思ひます。

○横田委員 防除員の給與はどうなつてゐますか。

○東畑政府委員 非常勤の給與は賃金拂いでございまして、予算等もまだきまつておりませんので、どの程度になるかはつきり申し上げられませんが、補正予算等の機会にお答えをいたしたいと思ひます。

○横田委員 もう一つ聞いておきますが、供出事務に携わる人は、一年に七十日間くらいほとんど無料で過してゐる。その場合今はちよつとかわつてゐると思ひますが、大体酒一本くらいでござましている。またこういうような形になるのではないかと思ひますが、貧しい町村においても、こういうことが問題なくやつて行けると思ひますか。

○東畑政府委員 非常勤の人が先ほど申しましたように、病虫害があつた場合には専念して活動していただくように、相当の額を交付すべく努力いたしております。

○横田委員 相当の額とはどのくらいのものでしょうか。廣川農林大臣に言わせると、農村の労賃は非常に安定したと言われ、藤田元農政局長に言わせると、農民は貧乏なときは麦ばかり食つて困ると言つておりましたが、そういうような意味で相当の賃金とはどのくらいの金を拂うつもりですか。

○東畑政府委員 補正予算を組みますときに御説明をいたします。

○横田委員 三十五條の二項に、「国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、第三十三條第一項の病害虫防除員その他発生予防事業に従事する都道府県の職員に要する経費並びに前条第一項の規定による薬剤及び器具の整備に要する経費の二分の一の補助金を交付することができ」と書いてあります。ところが、この二つがともに働かうというような場合になつて来るのだつたら、先ほどどなたかの意見にもあつたように、一つにまとめて全部出すわけに行かないのですか。この間の關係を明確

にしたいいただきたい。

○東畑政府委員 御質問の趣旨が読みとれなかつたのでありますが、もう一度お願いいたします。

○横田委員 これは都道府県の職員に金を拂うのです。それが一つ。それから防除員にも、先ほど言われましたように、相当の額の賃金をお拂ひになる場合があるのです。これを聞きたいのです。この場合金の出所が一つであつて予算の性質が一つであるならば、これを一つにして、一つの系統のものに仕事をさせて、それに金を拂つた方がうまく行きませんか。こういうわけなのです。

○東畑政府委員 片一方の方は都道府県のいろいろ防除計画等をつくり、職員に費用を拂ひまして、片一方の賃金を拂ひ上げて上げたのは、末端において非常勤で働く方たちのことを言つておるのであります。仕事の性格が若干違ふかと思ひます。金は一所から出ますけれども、項目が違ふ、こういう意味で別の条項になつております。

○横田委員 植物防疫法の一部改正提案の参考資料の一冊に、本省予算額というのがありますが、そこに右内訳として人件費、旅費、事務費が相当金額出ております。人件費が二百八十八万、合計いたしまして七百万ぐらゐ出ていますが、今度地方に防疫員を置かれるようになると、相当この金額はかかつて参りますか。これを聞きま

すのは、相当むだな出張が多いということを開いておられますので、このことを承りたい。

○東畑政府委員 本年の補正予算等におきましては、主として府県その他の

充実を考えておきまして、本省の事務費の増というところは考えておりません。

○横田委員 もう一つ伺ひたいのですが、妙な条項があるのです。私ちよつとわかりにくいので聞いておきますが、二十八條に、「何人も、自己又は他人のために財産上の不当の利益を図る目的をもつて、農作物についての指定有害動植物のまん延による広範囲の損害の発生に關し、風説を流布してはならない」と書いてあります。これは一体どういう意味ですか。またこういうようなことを書かねばならないやうなことが過去においてあつたか。あつたとするならばその例を承りたいのです。

○東畑政府委員 これは要するに病害虫等が非常に起るといふやうな、損害発生に關する風説をなすこと自体が農民自体の財産上に不当な利益を與える、こういうことのために書いた規定でありまして、それでは過去においてそういう例があつたかと申しますと、ただいまのところそういう記憶はございません。

○野原委員長代理 河野君から肥料問題に關して発言を求められております。これを許します。河野謙三君。

○河野(謙三)委員 ただいまで、植物の病虫害の防除等についてのお話がい

ろいろあつたのですが、これらの問題も大事でありますけれども、増産上もつと大事な問題は、根本にさかのぼつて、植物の健全なる栄養の問題だと思ひます。最近聞くところによりま

れをほんとうに削るということになり
ました場合に、一食食糧の増産上、ど
ういうような影響が起るかというこ
とにつきまして、まず農政局長の御意
見を伺つて、その上におきまして、農
政局長の御意見も参考にいたしまし
て、磷鉱石の補給金を中心にしての肥
料についての決議案を提出したいと思
います。まず磷鉱石の補給金の今までの
経過並びに農政局長の御意見を承り
たい。

○東畑政府委員 磷鉱石の補給金が今
年の半期以後はついておりませんこと
は、本年度の予算等において明らかで
ございます。しかし予算編成当時は、
まだ海上運賃等が非常に低廉でありま
したために、さしたる支障がなかった
のでございますが、その後における磷
鉱石の海上運賃等の値上りが甚大であ
りますので、現在かりに補給金がなく
なります場合におきましては、一かま
す三百六十円のもの五百円あるいは
五百二十、三十円になるのではないかと
いうような結果に、実はやむをなくな
つておるといふように考へております。
従来硫酸と過磷酸にはある価格のパ
ラメーターがございまして、一定の施肥をや
つたのでありますが、ただ農家自体が
過磷酸そのものの使用等につきまし
て、硫酸ほどまだわかつておりません
ので、むしろ畑作等におきましては、
過磷酸石灰等を大いに奨励することが
必要だと考へます。特に秋肥として、
麦作等に一番大事な肥料が過磷酸石灰
であります。その過磷酸石灰そのもの
が、補給金を削減されてしまつて、急に
暴騰いたしますと自らは、むしろ過
磷酸そのものの消費を減らすのであり
まして、過磷酸石灰の消費が減ります

こと自体は、麦の生産に非常に影響が
あるといふように考へておる次第であ
ります。

○河野(謙)委員 農政局長の御意見の
通り私も考へます。この際、補給金を
次年度において削ることになります
と、過磷酸が一俵あたり百五、六十円
上る、その結果は消費が減る、その結
果は減産になる。いかに一方におきま
して農業共済をやつたり、いかに病虫
害の防除をやられても、そんなものは
何にもならない。その意味では、本
日、議会の最終日でありますけれど
も、政府に對しまして、肥料価格に関
する決議を提出して、政府に強く要望
したい、かように思ひます。過日私
は、この決議につきましては本委員会
に一度御紹介申し上げたのであります
が、その前に一度大蔵大臣の出席を求
めて、その意見を聞いた上になつてお
うことと、本日まで留保になつてお
りました。遂に大蔵大臣が見えませ
んから、この機会にやむを得ずだち
に決議をいたしまして、政府に強く要
望することに、委員長を通じて委員各
位の御賛成をいただきたい、かように
思ひます。つきましては、手元につく
りました肥料価格に関する決議を讀ま
していただきます。

肥料価格に関する件
衆議院農林委員会は政府に對し、農
家経済に至大の影響のある肥料価格
について屢次その適正化を要望して
来たのであるが、最近殊に磷質肥料
の価格が異常に騰貴し、農民に多
大の不安を抱かせる等、政府の施
策は甚しく適正を欠いている。
仍つて政府は、この際速急に、肥料
価格に関する見解を明かにし、併せ

て肥料価格の公平化を図るとともに
恩恵的価格つり上げを抑制し、その
円滑な需給を図るため、左の措置を
実施すべきである。

一、磷質肥料の主原料たる磷礦石
が外航運賃の値上げ等の影響によ
り大巾の値上りをみており、若し本年
度において磷礦石補給金の支出を
撤廃した場合は、肥料の消費者價
格はさらに急激に昂騰し、ため
に農業経営を破壊し、食糧生産の
減退をみることに至るに鑑み、
今後とも引続き磷礦石補給金を支出
するよう所要の措置を講ずること
と。

二、磷礦石補給金支出の本来の意義
に鑑み、消費者価格が予想以上に
騰貴しないよう最も有効な措置を
講ずることと。

三、磷礦石の輸入については、外貨
資金の割当船舶の確保等について
格段の対策を講ずるとともに、既
契約分の早期輸入の実現を図り且
つ、補給金支出額を節減するため
の廉價購入を図るよう措置するこ
とと。

右決議する。

以上であります。なおこの決議に對す
る回答は、一兩日中に本委員会に回答
を求めよう、委員長において、も
し皆さんの御賛同が得られますなら
ば、おとりはからい願ひたい、かよう
に思ひます。

○野原委員長代理 お諮りいたしま
す。ただいまの河野君の提案の通り、肥
料価格に関する件を本委員会の決議と
して、なお政府に参考送付することに
いたしたいと思ひますが、御異議あり
ませんか。

○野原委員長代理 御異議なしと認め
ます。さうに決定いたします。

○遠藤委員 私はこの際緊急の質問を
ひとつ申し上げたいのであります。本
委員会において約二十日ばかり前に、
御承知のように畜犬競技法を可決いた
しまして、衆議院といたしましては、
とにかくあの畜犬競技法を施行すべ
きであるといふことで、約二週間ばかり
前の本会議に上程し、これを可決して
参議院の方に送付したのであります。
しかし今伺いますと、参議院では提案
理由の説明を農林委員会が聞いただけ
で、何らの審議をしないやうでありま
す。これははなはだ遺憾でありますし
て、当委員会としても、このままはお
つて置くわけに行かぬと思ひます。そ
こで委員長から嚴重に、参議院にお
いてもすみやかに審議をしてくれるや
うに、ひとつ申し込んでいただきた
い。このことをお願いする次第であり
ます。その点を私は緊急に督促を願ひ
したい、こう思うわけであります。

○野原委員長代理 遠藤君のお申出は
まことにごもっともでありますので、
参議院の農林委員長にも善処方をお願
ひいたしたいと思ひます。

○井上(良)委員 私もこの際特に委員
長を通して政府に要望していただきた
いことがあります。それは本年度の産
麦の価格の決定、並びに産米価格の決
定に伴う開題でございますが、すでに
委員長も御存じの通り、本年度産麦
価格の決定に伴う本年度の米価の想定
価格の決定をめぐりまして、いろいろ政
府の方でも問題になつております。特

に最近問題になつておりますのは、パ
リティー指数の非常な上昇に伴う米価
の値上りに伴ひまして、何とかこの米
価をもう少し安い価格で押さへようとい
うのですか、一つは麦の対米比率を引
下げ、あるいは特別加算額を大幅に削
減したい、はなはだしきはパリティー
の算出の基準までかえて行こう、そ
ういふような論議が取交されたやうに
つております。これは食糧を増産しよ
うとする農民の意欲、特に自由党内閣
が価格政策によつて食糧を増産しよ
うとする方向とは、まったく逆な政策に
なつて来ておりますから、この点特に
委員長から政府に反省を求められて、
ぜひ食糧が増産され、確保され、かつ
農民が農家生活を営むに足るところの
価格を決定されるやうに、一段の要請
をひとつ委員長として政府に願つてお
いていただきたいと思ひます。

○野原委員長代理 お答えいたしま
す。井上委員の御提案はまことに同感
であります。この趣旨を政府に徹底い
たさせまして、適正価格が決定される
やうに善処を求めるところにいたしたい
と思ひます。

この際暫時休憩いたします。
午後四時二十六分休憩
〔休憩後は開会に至らなかつた。〕

昭和二十六年六月十四日印刷

昭和二十六年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所